下水道使用料の賦課漏れの経過報告について(2回目)

令和3年2月10日 松江市上下水道局

排水設備の適切な管理の徹底、下水道接続の促進及び未整備箇所の解消を図るために 実施している排水設備現地調査において、その対象家屋を抽出する際に下水道使用料の 賦課漏れが判明し、令和2年10月に発表しました。

その後、排水設備現地調査を実施するなかで、新たな賦課漏れがあることが判明しました。対象となった皆様には、多大なご迷惑をお掛けしましたことに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、その概要について報告します。

1. 経過

「水道の契約はあるが下水道の契約がないところ」について、排水設備現地調査等を 実施して排水処理の状況を確認したところ、既に下水道に接続済みの建物が存在して いたことから、賦課漏れが判明したものです。

※ 排水設備現地調査の実施状況

約3,000 戸を対象に令和2年7月に着手し、概ね1年半で実施する計画です。 1月末時点で1,832 戸の調査を実施しています。

2. 概要

賦課漏れの戸数等は下表のとおりです。(令和3年1月末までに金額が確定したもの)

	発表済み (R2.10.5)	今回報告	合計
賦課漏れ戸数(戸)	58	29	87
対象者数(名)	72	41	113
賦課漏れ金額(円)	6,285,348	5,391,494	11,676,842
うち5年を経過し時効と なっている額	762,860	2,716,706	3,479,566

3. 主な原因

使用開始時に料金電算システムへの登録処理が行われていなかったこと、また、その後の確認ができていなかったことによるものです。

4. 再発防止策

今後、水道メーターの新設(増設)時、または、料金電算システムの情報で「水道のみ」となっているところが使用開始される場合は、排水設備工事申請の有無や完了検査の実施情報等で下水道接続の有無について再確認を徹底します。

5. 対応

今回の対象者 41 名のうち、賦課漏れ額の全額が時効となった 8 名を除く 33 名の方について、訪問または電話により経過説明とお詫びをしたうえで、過去の下水道使用料(最長 5 年分)の納付をお願いしてまいります。

なお、令和2年10月発表分については、賦課漏れ額全額が時効となった2名を除く70名のうち、66名の方にお支払いの了承をいただいています。